

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS) JST 中間評価¹の実施要領

平成 29 年 6 月改定
JST 国際部 SATREPS グループ

1. 地球規模課題国際科学技術協力 (SATREPS) プロジェクトの中間評価について

SATREPS は、JST による研究支援および JICA による技術協力の連携により推進しており、プロジェクトの評価も JST 及び JICA が連携して実施します。

JST は地球規模課題解決に資する国際共同研究の成果、科学技術水準の向上、科学技術政策および社会への貢献などの観点から日本国内および相手国を含めた国際共同研究全体の進捗を評価し、これを基に適切な資源配分、プロジェクトの計画や成果目標等の見直し、運営体制の改善を行います²。また、JICA はプロジェクト運営管理の一環として、研究代表者を始め先方機関研究者等と共同で ODA 事業として相手国における人材育成、能力強化及び開発課題に対する貢献の観点からの評価を実施します³。

2. 中間評価の進め方

中間評価は、課題の実施期間が 5 年以上の場合において、課題開始後遅くとも 3 年程度の時期を目安として実施します。なお、5 年未満の研究についても、評価者の方針に基づき中間評価を実施することができます⁴。また、中間評価は必要に応じてサブグループを構成して実施する場合もあります。

標準的なモデルとしての中間評価の進め方は以下の通りです。【 】は主な実施者となります。スケジュールは目安です。

内容	スケジュール
評価用資料 ⁵ 等による JST 国内領域別委員による暫定評価 ⁶	現地調査の 1~2 ヶ月前

¹ JST は中間評価、JICA は中間レビュー（平成 26 年度以降に採択された課題には定期モニタリング）という言葉を利用します。評価は、研究者の過度な負担とならない形で、スケジュールを調整する等、連携して実施しますが、JST と JICA の各々の評価項目の観点から行います。

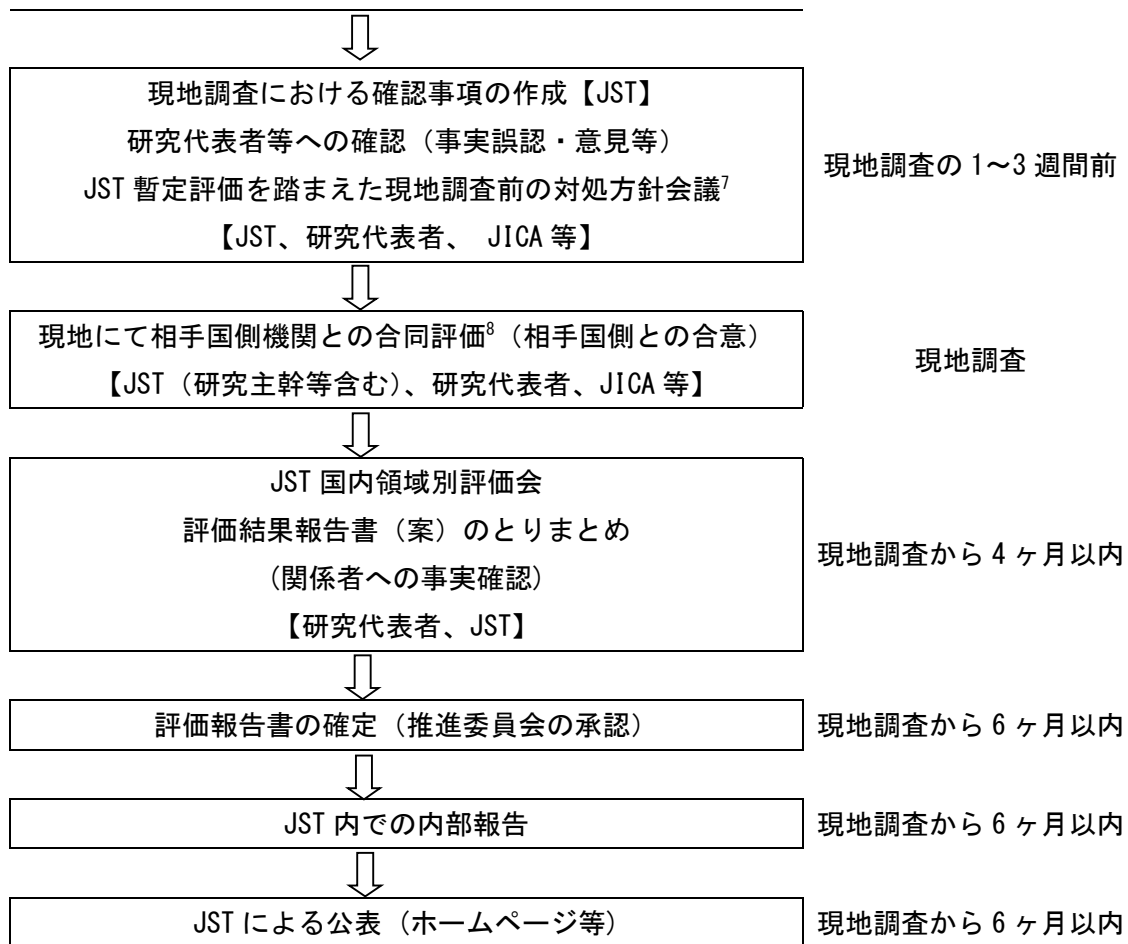
² JST は国際科学技術共同研究推進事業（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム）の実施に関する規則に基づいて、研究課題（プロジェクト）の評価を実施します。

³ JICA は平成 26 年度以降に採択された研究課題について定期モニタリングを通じてプロジェクトの運営管理を行うこととなり、共同研究期間中の評価を別途行わないことを基本としています。ただし、JICA は必要に応じて、従来の中間レビューや運営指導のための現地調査を実施することがあります。

⁴ JST の中間評価は、プロジェクト期間が 5 年に満たない場合には中間評価が省略・簡略化されることがあります。また、JICA の中間レビューの進め方は、3 年以上の案件を実施目安とすることで JICA 事業評価ガイドラインによる線引きがされていますが、3 年以上の案件は、実施段階のモニタリングを通じて、個別に実施の要否を判断します。

⁵ 評価用資料は研究実施報告書・計画書などの書面資料のほかに、年次レビュー報告等の場合もあります。

⁶ 書面等により国内領域別評価委員から確認点・改善点等を含めた暫定評価を行います。



3. JST 中間評価の評価項目及び基準

JST 中間評価の評価項目等は表 1 のとおりです。これらの評価項目は終了時評価、追跡評価⁹においても同様に活用されます（詳しくは参考資料を参照ください）。

表 1 JST 評価項目

JST 評価項目	主な視点	備考
プロジェクト（研究課題）のねらい	<ul style="list-style-type: none"> 地球規模課題解決に資する重要性 科学技術・学術上の独創性・新規性 	研究内容に変更があれば、中間評価で実施
国際共同研究目標の達成	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト期間中の成果目標の達成度と成果内容 	中間評価・終了時評価で実績に基づき評価。

⁷ 定期モニタリング対象課題で JICA が中間レビューを実施しない場合は、対処方針会議は原則として開催しません。

⁸ 定期モニタリング対象課題で JICA が中間レビューを実施しない場合は、合同評価は実施せず JCC のタイミングに合わせて両国の研究者が共同で研究報告会を実施することを原則としています。

⁹ JST の追跡評価とは JICA の事後評価と同義です。

JST 評価項目	主な視点	備考
国際共同研究（活動）の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究運営体制 ・ 研究費管理 ・ コンプライアンス 	中間評価・終了時評価で評価。
科学技術の発展と今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球規模課題並び相手国側への科学技術向上への貢献 ・ 知的財産、論文・学会発表等（投稿先、引用数）、成果品等 ・ 科学技術的成果の重要性（国内外の類似研究との質的比較） ・ 日本における科学技術の今後の展開・発展性 ・ 日本の研究手法・制度・規格の普及など日本の科学技術がもたらした影響・効果 ・ 日本人人材の育成（若手、グローバル化対応） 	<p>終了時評価・追跡評価で評価。</p> <p>中間評価では見込みを含め評価。</p>
成果の活用・普及持続的研究活動等への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的交流の構築（留学生、研修、若手の育成） ・ 相手国側研究機関あるいは研究者の自立性・自主性 ・ 社会実装、政策等への反映 ・ 成果を基とした研究・利用活動の持続的発展 	<p>終了時評価・追跡評価で評価。</p> <p>中間評価では見込みを含め評価。</p>

なお、中間評価におけるJST側の具体的な評価の視点は以下のとおりです。

(1) 国際共同研究の進捗状況について

- ・ 当初の研究計画から見た進捗状況や達成度等はどうか
- ・ 新たな方向性や方針変更等、当初計画では想定されていなかった新たな展開が生じたか
- ・ 成果の科学的・技術的インパクト、国内外の類似研究と比較したレベルや重要度はどうか（質的な視点から）

(2) 国際共同研究の運営体制について

- ・ 研究チームの体制・遂行状況や研究代表者のリーダーシップは適当か
- ・ 研究費の執行状況は効率的・効果的か（各グループの研究費は有効に執行されているか、購入機器は有効に活用されているか等）
- ・ コンプライアンスに基づいた国際共同研究が実施されているか

(3) 科学技術の発展と今後の研究について

- ・ 今後の研究の進め方は適当か（研究の方向性、相手国との協力状況、研究実施体制、研究費）
- ・ 今後見込まれる成果について（地球規模課題並び相手国側への科学技術向上への貢献、日本における科学技術の今後の展開・発展性、日本の研究手法・制度・規格の普及など日本の科学技術がもたらした影響・効果、成果の社会的なインパクトの見通しを含む）
- ・ 日本人人材の育成を実施しているか（日本人若手研究人材の育成、グローバル化に対応した日本人人材の育成 等）

(4) 持続的研究活動等への貢献の見込みについて

- ・ 人的交流の構築がどのように見込まれるか（日本人若手研究人材育成、相手国側研究機関あるいは研究者の自立性・自主性）
- ・ 成果を基とした研究・利用活動が持続的に発展していく見込みがあるか（政策等への反映、成果物の利用など）

(5) 総合評価（上記の全項目を勘案し評価）

- S. 所期の計画を超えた取組みが行われている
- A. 所期の計画と同等の取組みが行われている【A+、A、A-を付けることがある】
- B. 所期の計画以下の取組みであるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組みもみられる
- C. 総じて所期の計画以下の取組みである

5. 中間評価の際に使用する資料

- 事業概要・研究領域概要 <JST>
- 成果目標シート <研究代表者、JST>
- 全体研究計画書・年次研究計画書 <研究代表者>
- 和文年次実施報告書 <研究代表者>
- 研究実施中間報告書 <研究代表者>
- 暫定評価に資する事前コメント <JST>
- 課題評価記入票 <JST>
- その他プロジェクトで定められた指標評価に必要な情報等、評価デザインにて定められた情報収集のための資料<研究代表者、JST、JICA>

6. 評価に際して

- JST 評価は、研究代表者による提供情報に基づき、国内領域別委員（評価者）による評価会において絶対評価で行われます。
- 国内領域別委員（評価者）が利害関係者である場合は、評価に加わるできません。利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 被評価者と親族関係にある者。
 - (2) 被評価者と大学においては同一の学科（大学院においては研究科の専攻をいう。）に所属している者、独立行政法人等の研究開発機関においては同一の研究室等に所属している者、民間企業においては同一の企業（完全子会社は同一の企業とみなす。）に所属している者。
 - (3) 被評価者と緊密な共同研究を行う者。
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
 - (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
 - (5) 被評価者の研究課題と直接的な競争関係にある研究を行っている者。
 - (6) その他 J S T が利害関係者と判断した者。
- なお、それ以外の場合であっても、利害関係を有すると自ら判断する場合には、評価に加わりません。
- 評価会に先立ち、評価者には、評価用資料（研究代表者作成の研究実施報告書等）に予め目を通しておいていただきます。
- 評価は、これまでの年次報告書、サイトビジット、シンポジウム、年次報告会等により把握し

ている進捗状況、評価用資料、評価会での研究代表者によるプレゼンテーション及び意見交換などを総合的に勘案して行われます。

- 研究代表者に対して、評価結果を公表する前に、評価結果案について事実誤認がないか等の確認を行います。

7. その他

- ・ 評価結果の公表の参考例としては下記ホームページをご参照ください。
(JST) <http://www.jst.go.jp/global/kadai/index.html>
(JICA) <http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/middle-end.html>
- ・ 評価に携わる関係者は、個人情報保護、及び秘密保持の観点から、評価会関係資料の取り扱いについては十分な配慮をお願いします。特に、評価コメントは厳正な評価ができるよう秘密を保持する必要がありますので、慎重な取り扱いをお願いします。また、評価会終了後、資料は全て回収します。

8. 参考資料

- (1) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」 内閣総理大臣（平成 28 年 12 月）
<http://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/taikou201612.pdf>
- (2) 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」 文部科学大臣（平成 29 年 4 月改定）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/hyouka/1260346.htm
- (3) 「第 5 期科学技術基本計画」 閣議決定（平成 28 年 1 月）
<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>
- (4) JICA 事業評価ガイドライン（第 2 版）（平成 26 年 5 月）
<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>

以上